

環境の保全と創造に関する条例・施行規則（対照表）

条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）	施行規則
<p>第 6 章 地球環境の保全等</p> <p>第 1 節 地球環境の保全等に関する施策の推進</p> <p>第 141 条 県は、地球環境の保全等を図るため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するとともに、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等と協力して、地球環境の保全に関する調査研究並びに環境の状況の監視、観測及び測定並びに環境の保全と創造に関する情報及び技術の提供等に関する施策を推進するものとする。</p> <p>第 2 節 地球の温暖化の防止 （地球の温暖化の防止に関する施策の計画的な実施）</p> <p>第 142 条 県は、地球の温暖化の防止に資するため、大気中に排出される地球の温暖化の原因となる物質の総量の抑制に関する目標を定め、当該目標を達成するための総合的な施策を計画的に実施するものとする。</p> <p>（特定物質排出抑制計画の作成等）</p> <p>第 142 条の 2 <u>大気中に排出される地球の温暖化の原因となる物質のうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素その他規則で定めるもの（以下この節において「特定物質」という。）を相当程度多量に排出するものとして規則で定める工場等を設置し、又は管理している者（以下「特定規模排出事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う特定物質の排出状況、当該特定物質の排出の抑制に係る目標、その達成のために講ずる措置その他の特定物質の排出の抑制に関する事項を定めた計画（以下「特定物質排出抑制計画」という。）を、知事が定める指針に基づき作成し、知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>第 5 章 地球環境の保全 （特定物質排出抑制計画の作成等）</p> <p>第 45 条 <u>条例第 142 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</u></p> <p>（1）<u>ハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 1 条各号に掲げるものに限る。以下同じ。）</u></p> <p>（2）<u>パーフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 2 条各号に掲げるものに限る。以下同じ。）</u></p> <p>（3）<u>六ふっ化硫黄</u></p> <p>2 <u>条例第 142 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める工場等は、燃料及びこれを熱源とする熱又は電気の年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）の使用量が次に掲げる量以上である工場等とする。</u></p> <p>（1）<u>燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。以下同じ。）の前年度の使用量をエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）第 3 条に規定する方式により原油の数量に換算したものが 1,500 キロリットル</u></p> <p>（2）<u>電気（他人から供給されたものに限る。以下同じ。）の前年度の使用量が 600 万キロワット時</u></p> <p>3 <u>条例第 142 条の 2 第 1 項に規定する特定物質排出抑制計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>（1）<u>工場等の名称及び所在地</u></p> <p>（2）<u>工場等において行う事業活動の内容</u></p> <p>（3）<u>事業活動に伴う燃料及びこれを熱源とする熱又は電気の使用量</u></p> <p>（4）<u>特定物質の排出の抑制に関する方針</u></p> <p>（5）<u>特定物質の排出の抑制を図るための推進体制</u></p> <p>（6）<u>事業活動に伴う特定物質の排出量（知事が定める算定方法により算定したものに限る。）</u></p> <p>（7）<u>特定物質の排出の抑制に係る目標及び目標年度</u></p> <p>（8）<u>エネルギーの使用の合理化、製造工程における対</u></p>

2 前項の規定により特定物質排出抑制計画を提出した特定規模排出事業者は、計画を変更したときは、変更後の特定物質排出抑制計画を速やかに知事に提出しなければならない。

(特定物質の排出の抑制)

第 142 条の 3 特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画に基づき、特定物質の排出を抑制するよう努めなければならない。

2 特定規模排出事業者は、規則で定めるところにより、特定物質排出抑制計画に基づき講じた措置の結果を知事に報告しなければならない。

(特定物質排出抑制計画等の公表)

第 142 条の 4 知事は、第 142 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により提出された特定物質排出抑制計画及び前条第 2 項の規定による報告の内容を取りまとめ、公表するものとする。

(指導又は助言)

第 142 条の 5 知事は、特定規模排出事業者に対し、特定物質排出抑制計画の作成及び特定物質排出抑制計画に基づく措置の実施について、必要な指導又は助言を行うものとする。

(勧告)

第 142 条の 6 知事は、特定規模排出事業者が第 142 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による提出又は第 142 条の 3 第 2 項の規定による報告をしなかったときは、当該特定規模排出事業者に対し、当該提出又は報告をすべきことを勧告することができる。

(特定規模排出事業者による取組状況の公表)

第 142 条の 7 特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画、特定物質排出抑制計画に基づく措置その他の特定物質の排出を抑制するための取組の状況を公表するよう努めるものとする。

(特定事業における排出の抑制)

第 143 条 事業者は、特定物質の総量を抑制するため、特定物質を排出する工場等のうち規則で定める規模以上のものの設置その他の特定物質の排出の抑制のために必要な措置を効果的に講ずることができる事業のうち規則で定めるもの(以下「特定事業」という。)を行おうとするときは、知事が定める指針に基づき必要な措置を講ずること等により、特定物質の排出を抑制するよう努めなければならない。

策等の特定物質の排出の抑制に係る目標の達成のために講ずる措置

(9) 前各号に掲げるもののほか、知事が定める事項
4 条例第 142 条の 2 第 1 項の規定による特定物質排出抑制計画の提出は、工場等が第 2 項の工場等に該当することとなった年度の 7 月 31 日までにしなければならない。

(措置の結果の報告)

第 45 条の 2 条例第 142 条の 3 第 2 項の規定による報告は、その年度において講じた措置の結果を取りまとめ、翌年度の 7 月 31 日までにしなければならない。

(特定事業の実施の届出等)

第 45 条の 3 条例第 143 条第 1 項に規定する規則で定める規模は、次の各号に掲げる工場等の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 火力発電所(専ら非常時において用いられるものを除く。)出力が 1,000 キロワット
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃

- 2 事業者は、特定事業を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 特定事業の目的及び内容
 - (3) 特定物質の排出を抑制するために講ずる措置
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第7章 雑則

(違反事業者名等の公表)

- 第150条 知事は、第36条第1項の規定による許可を受けないで工場等を設置している者又は第45条若しくは第48条の規定による命令に違反している者があるときは、その事業者名等を公表するものとする。
- 2 知事は、第108条の2第2項、第118条第4項若しくは第5項、第118条の2第4項若しくは第5項又は第142条の6の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

附 則

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

棄物処理施設である焼却施設 1日当たりの処理能力が20トン

- (3) その他の工場等 使用燃料の量を重油の量に換算したものが1年間当たり1,500キロリットル又は使用するハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄の量を二酸化炭素の量に換算したものが1年間当たり4,000トン

2 条例第143条第1項に規定する規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 前項各号に定める規模以上の工場等を設置し、又は同項各号に定める規模以上の工場等を増設する事業
- (2) 居住の用に供する部分以外の床面積の合計が26,000平方メートル以上の建築物を新築し、増築し、又は改築する事業（増築又は改築にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計が26,000平方メートル以上となる場合に限る。）
- (3) 市街地再開発事業（当該事業を施行する土地の区域の面積が1ヘクタール以上であるものに限る。）
- (4) 工業団地造成事業（当該事業に係る土地の区域の面積が1ヘクタール以上であるものに限る。）
- (5) 流通業務団地造成事業（当該事業に係る土地の区域の面積が1ヘクタール以上であるものに限る。）

3 条例第143条第2項の規定による届出は、温暖化防止特定事業実施届（様式第34号）によってしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正後の環境の保全と創造に関する条例施行規則第45条第2項に規定する工場等を設置し、又は管理している者に対する同条第4項の適用については、同項中「工場等が第2項の工場等に該当することとなった年度の7月31日」とあるのは、「平成16年3月31日」とする。